

3. その他 周知事項

トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けた取組等を以下に掲載いたします。
委員の皆様の積極的な参画と関係する会員や事業者等への周知をお願いいたします。

(1) 異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しております。(別添)

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001330342.pdf>)

また全日本トラック協会HPでは気象情報や道路情報等を掲載しております。

(<https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>)

(<https://jta.or.jp/member/bath.html>)

(2) 標準的な運賃

国土交通省では令和2年4月24日に「標準的な運賃」の告示を行いました。
荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていく上で必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠となります。(別添)

(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html)

(3) 適正な運賃收受のための荷主周知活動

今般の燃料価格等の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受について、いっそうの促進を図るため、改めて、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金の見直しをお願いいたします。(別添のとおり)

また、取りわけ貨物自動車運送事業者にも大きく関係する以下の施策を含めた「転嫁円滑化施策パッケージ」(※1)が令和3年12月、「総合緊急対策」(※2)が昨年4月策定されました。

- ・燃料油価格激変緩和補助金 (<https://nenryo-gekihenkanwa.jp/>)
- ・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買ったたき」などに対する取締りの強化 (https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

- ・パートナーシップ構築宣言 (<https://www.biz-partnership.jp/>)

- ・地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設

(https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220502_setsume.pdf)

※1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」(令和3年12月27日付閣議了解別紙2)(別添)

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf)

※2 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」 令和4年4月26日
付「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」決定（別添）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genyukakaku_bukkakoutou/pdf/honbun.pdf

（4）荷主等への要請について

① 国土交通省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請けを含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主の配慮が重要であることについて、理解を求める「働きかけ」を行っており、荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うこととなっております。

このような違反原因行為の疑いのある情報の提供先として、従前からの「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口」（別添）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html）に加えて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導等でも情報収集に努めております。

また、荷主等が貨物自動車運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、独占禁止法や下請代金法に違反するおそれがあるとともに、上記「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象としております。

② 労働基準監督署による荷主等への要請

厚生労働省では、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）を改正するとともに、都道府県労働局において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等にたいして、長時間の荷待ちを派生させないことなどについて要望とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。（別添）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29877.html）

（5）「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画いただけるよう、国土交通省が『「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト』（<https://white-logistics-movement.jp/>）を開設しております。（別添）

（6）「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

「加工食品」物流ガイドラインは令和3年4月に「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインへ改訂されました。また、その他ガイドラインにつきましても、各輸送品目にそれぞれご活用いただけるような改善策等が示されております。

【加工食品、飲料・酒】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html

【建設資材】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html

【紙・パルプ（洋紙・板紙分野）】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html

【紙・パルプ（家庭紙分野）】 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html

（7）運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト（<https://www.untenshashokuba.jp/>）を開設しております。（別添）

（8）トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、令和元年9月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>）を開設しており、とくに荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載しております。（別添）

（9）トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの開設について

厚生労働省では、荷主・運送事業者向けに、トラック運転者の長時間労働改善のための労務管理の相談や付随する取引環境の改善の相談に対応することを目的とする「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」（<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation>）を令和4年8月に設置いたしました。（別添）

（10）自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について

今般、時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のため、運送事業者及び荷主等に文書を発出する予定です。（別添）